

医療機器に関する特別償却制度の見直しについて

2019年3月29日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号。以下「改正法」という。）により、医療用機器の特別償却制度が見直され、「①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備のための「②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度」、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた「③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度」の対象の拡充・見直しが行われました。

さて、改めて2年延長（～2023年3月31日）された制度について、医政発 0331 第3号「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」（2021年3月31日付）にて、一部見直しに伴う変更がありましたので、変更ポイントをご紹介します。

主な見直し点について

「③医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度」について、

1. 対象機器の見直し

	変更概要	対象機器
削除 機器	より高い性能を備えた別の医療機器への移行を促すことが適当な対象機器は削除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眼科用超音波画像診断装置（超音波）；より高い性能を備えた別の医療機器への移行 ・ 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置（超音波）；取得価格が500万円以下となった ・ 回転式マイクロトーム（マイクロトーム）；市場に流通している製品が存在しない ・ 高頻度人工呼吸器（人工呼吸器）；取得価格が500万円以下となった
追加 機器	前回の見直し以降に、技術の進展等により高度な医療の提供に資する性能を備えた製品が市場に流通した医療機器（学会等 ^{※1} で評価を受けたものを含む。 ^{※2} ）を追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眼底カメラ（補償光学技術を用いるものに限る）（眼科用機器） ・ 眼軸長計測機能付レフラクト・ケラトメータ（眼科用機器） ・ デジタル印象採得装置（歯科用機器）

※1 「学会等」とは、日本医学会に加盟している学会又は日本歯科医学会専門分科会をいう。

※2 「学会等で評価を受けたもの」とは、技術の進展等により高度な医療の提供に資する性能を備えた医療機器であることを学会等が発表する論文その他これに類するものにより確認ができた医療機器（前々回の見直し以降に市場に流通したのものに限る。）をいう。

2. 特定の医療機器（CT、MRI）の配置効率化等を促す仕組み

従前は、「病院」のみが都道府県の“確認”を得ることが必要とされていたが、2021年度からは、「診療所」も都道府県の“確認”を得ることが必要とされることとなった。

※①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度についての変更はありません。